

仙台市国民保護協議会部会 作業部会の設置について

1 概要

仙台市国民保護協議会部会運営要領第5条に基づき、避難実施要領のパターンの実務的な検討、作業を行うために、作業部会を設置するもの。

2 作業部会の事業内容等

(1) 名称

仙台市国民保護協議会部会作業部会（事務局：仙台市危機管理局危機対策課）

(2) 事業内容

あらかじめ想定し得る全ての避難実施要領のパターンの検討、作成

3 作業部会の構成（案）

次の各機関の担当職員等で構成するものとする。

- ・仙台市 危機管理局（作業部会長）
- ・宮城海上保安部
- ・陸上自衛隊 第22即応機動連隊
- ・宮城県 復興・危機管理部
- ・宮城県警察本部 宮城県警察仙台市警察部
- ・仙台市 消防局
- ・日本赤十字社宮城県支部

4 今後の予定等

- ・令和3年10月頃 第1回作業部会開催
- ・令和4年2月頃 第2回作業部会開催